

令和7年江南市議会4月臨時会議案目録

令和7年4月21日

議案第48号	江南市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	P	2
議案第49号	(仮称)江南市多世代交流プラザ建設(建築)工事請負契約の締結について	P	5
議案第50号	(仮称)江南市多世代交流プラザ建設(電気設備)工事請負契約の締結について	P	13
議案第51号	(仮称)江南市多世代交流プラザ建設(管)工事請負契約の締結について	P	16

令和7年議案第48号

江南市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

江南市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年4月21日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第9条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号)<u>第16条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号)<u>第9条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p>

令和7年議案第49号

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(建築) 工事請負契約の締結について

令和7年4月1日一般競争入札に付した(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(建築) 工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号) 第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年4月21日提出

江南市長 澤田 和延

記

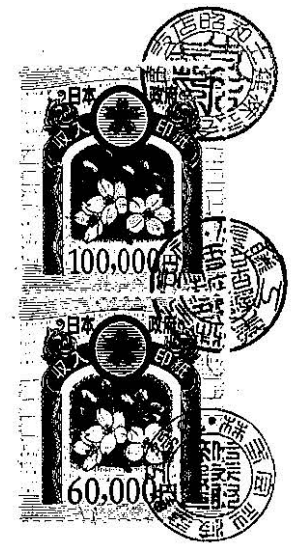
- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 契約の目的 | (仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(建築) 工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 1, 100, 000, 000円 |
| 4 契約の相手方 | 佐藤工業・昭和土建・波多野特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 名古屋市東区泉一丁目2番3号 |
| | 佐藤工業株式会社 名古屋支店 |
| | 執行役員支店長 増井 義人 |
| | 構 成 員 江南市宮田町本田島131番地 |
| | 昭和土建株式会社 江南支店 |
| | 支店長 濱田 隆行 |
| | 構 成 員 江南市草井町南234番地 |
| | 株式会社波多野工務店 |
| | 代表取締役 波多野 智章 |

提案理由

この案を提出するのは、(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(建築) 工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)

仮 契 約 書



- 1 工 事 名 (仮称)江南市多世代交流プラザ建設(建築)工事
- 2 工 事 場 所 江南市古知野町宮裏121番地
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年6月30日
- 4 契約金額 金1,100,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金100,000,000 円
- 5 契約保証金 公共工事履行保証証券による保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者佐藤工業・昭和土建・波多野特定建設工事共同企業体との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。


この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年4月7日


発注者 江南市 市長 澤田 和延 

受注者 佐藤工業・昭和土建・波多野
特定建設工事共同企業体

代表構成員

名古屋市東区泉一丁目2番3号
佐藤工業株式会社名古屋支店
執行役員 支店長 増井 義人 

構 成 員

愛知県江南市古知野町本田島131番地
昭和建設株式会社江南支店
支店長 田 隆 博 
電話 0564-7201(代表)

構 成 員

愛知県江南市古知野町南234番地
株式会社波多野工務店
代表取締役 野 智 章 

特 約 条 項

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(建築)工事の請負契約について、下記条項のとおり特約する。

(契約代金の支払い)

第1条 令和7年度の支払限度額は金643,500,000円とし、残額については令和8年度に支払うものとする。

ただし、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

(前金払)

第2条 受注者は、第3項及び第4項に規定する支払限度額以内において、前払金の支払いを請求することができる。

2 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 令和7年度の前払金の支払限度額は、第5項に定める出来高予定額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。

4 令和8年度の前払金の支払限度額は、契約金額から令和7年度の出来高予定額を控除した金額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。

ただし、令和7年度末において、出来高が第5項に定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和8年度の前払金の支払いを請求することはできない。

5 令和7年度末までにあげる出来高予定額は、金715,000,000円とする。

(中間前金払)

第3条 中間前金払の支払いを請求する場合には、前条「前払金」とあるのは「中間前払金」と、「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替えて、これらを準用するものとする。

(部分払)

第4条 部分払額は、出来形部分に相当する金額の9割以内の額とする。

ただし、支払限度額以内とする。

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 江南市発注に係る （仮称）江南市多世代交流プラザ建設（建築） 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、佐藤工業・昭和土建・波多野 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を愛知県名古屋市東区泉一丁目2番3号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和7年3月3日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 愛知県名古屋市東区泉一丁目2番3号

商号又は名称 佐藤工業株式会社 名古屋支店

住 所 愛知県江南市宮田町本田島131番地

商号又は名称 昭和土建株式会社 江南支店

住 所 愛知県江南市草井町南234番地

商号又は名称 株式会社波多野工務店

(代表者の商号又は名称)

第6条 当企業体は、佐藤工業株式会社 名古屋支店を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	<u>佐藤工業株式会社 名古屋支店</u>	<u>50</u> %
商号又は名称	<u>昭和土建株式会社 江南支店</u>	<u>30</u> %
商号又は名称	<u>株式会社波多野工務店</u>	<u>20</u> %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、みずほ銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

佐藤工業株式会社 名古屋支店 外 2社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3通を作成し、各構成員が記名して構成員各自が所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、江南市に提出するものとする。

令和7年 3月 3日

○代表構成員

住 所 愛知県名古屋市東区泉一丁目2番3号

商号又は名称 佐藤工業株式会社名古屋支店

代 表 者 執行役員支店長 増井義人

○構成員

住 所 愛知県江南市宮田町本田島131番地

商号又は名称 昭和建設株式会社江南支店

代 表 者 支店長 後田隆博

○構成員

住 所 愛知県江南市草井町南234番地

商号又は名称 株式会社波多野工務店

代 表 者 代表取締役 波多野智章

令和7年議案第50号

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(電気設備) 工事請負契約の締結について

令和7年4月1日一般競争入札に付した(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(電気設備) 工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号) 第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年4月21日提出

江南市長 澤田 和延

記

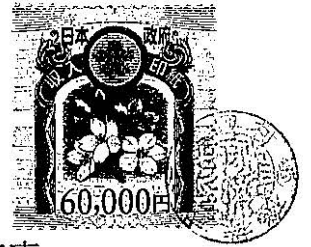
- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(電気設備) 工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 192,280,000円 |
| 4 契約の相手方 | 一宮市大宮3丁目5番25号
奥村電機株式会社
代表取締役 奥村 一彦 |

提案理由

この案を提出するのは、(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(電気設備) 工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)

仮 契 約 書



- 1 工 事 名 (仮称)江南市多世代交流プラザ建設(電気設備)工事
- 2 工 事 場 所 江南市古知野町宮裏121番地
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年6月30日
- 4 契約金額 金192,280,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金17,480,000 円
- 5 契約保証金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者奥村電機株式会社との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

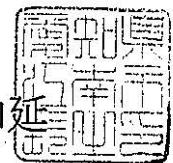
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年4月7日

発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

一宮市大字3丁目5番25号
奥村電機株式会社
代表取締役 奥村一彦



特 約 条 項

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(電気設備)工事の請負契約について、下記条項のとおり特約する。

(契約代金の支払い)

第1条 令和7年度の支払限度額は金69,220,000円とし、残額については令和8年度に支払うものとする。

ただし、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

(前金払)

第2条 受注者は、第3項及び第4項に規定する支払限度額以内において、前払金の支払いを請求することができる。

2 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 令和7年度の前払金の支払限度額は、第5項に定める出来高予定額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。

4 令和8年度の前払金の支払限度額は、契約金額から令和7年度の出来高予定額を控除した金額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。

ただし、令和7年度末において、出来高が第5項に定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和8年度の前払金の支払いを請求することはできない。

5 令和7年度末までにあげる出来高予定額は、金76,912,000円とする。

(中間前金払)

第3条 中間前金払の支払いを請求する場合については、前条「前払金」とあるのは「中間前払金」と、「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替えて、これらを準用するものとする。

(部分払)

第4条 部分払額は、出来形部分に相当する金額の9割以内の額とする。

ただし、支払限度額以内とする。

令和7年議案第51号

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(管) 工事請負契約の締結について

令和7年4月1日一般競争入札に付した(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(管) 工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年4月21日提出

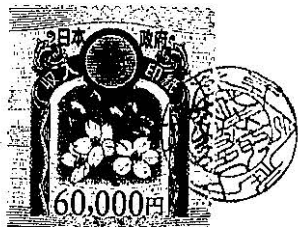
江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(管) 工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 172,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市宮後町砂場東261番地
株式会社ヤジマ
代表取締役 矢島 聡 |

提案理由

この案を提出するのは、(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(管) 工事を施工するため、必要があるからであります。



仮 契 約 書

- 1. 工 事 名 (仮称)江南市多世代交流プラザ建設(管)工事
- 2. 工事場所 江南市古知野町宮裏121番地
- 3. 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年6月30日
- 4. 契約金額 金172,700,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金15,700,000円
- 5. 契約保証金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社ヤジマとの間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年4月7日

発注者 江南市 市長 澤田 和延 

受注者  愛知県江南市宮裏町東261番地
株式会社 ヤジマ
代表取締役 島 聡 

特 約 条 項

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(管)工事の請負契約について、下記条項のとおり特約する。

(契約代金の支払い)

第1条 令和7年度の支払限度額は金69,940,000円とし、残額については令和8年度に支払うものとする。

ただし、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

(前金払)

第2条 受注者は、第3項及び第4項に規定する支払限度額以内において、前払金の支払いを請求することができる。

2 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 令和7年度の前払金の支払限度額は、第5項に定める出来高予定額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。

4 令和8年度の前払金の支払限度額は、契約金額から令和7年度の出来高予定額を控除した金額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。

ただし、令和7年度末において、出来高が第5項に定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和8年度の前払金の支払いを請求することはできない。

5 令和7年度末までにあげる出来高予定額は、金77,715,000円とする。

(中間前金払)

第3条 中間前金払の支払いを請求する場合については、前条「前払金」とあるのは「中間前払金」と、「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替えて、これらを準用するものとする。

(部分払)

第4条 部分払額は、出来形部分に相当する金額の9割以内の額とする。

ただし、支払限度額以内とする。